

協議事項

中学校給食の運営に関する基本的事項について

中学校給食の運営に関する基本的事項について協議事項として次のとおり提案する。

令和3年11月25日提出

精華町教育委員会
教育長 川村 智

1. 協議趣旨

令和5年度2学期から精華町立中学校において開始予定の学校給食について、現在令和3年度から防災食育センター建設事業に着手しているところですが、令和4年度には給食業務の運営面に関して各種の詳細事項を決定していくこととなります。

つきましては、教育委員会として中学校給食の運営に関する基本的事項について協議をお願いします。

2. 中学校給食の運営に関する基本的事項（案）

裏面のとおり

中学校給食の運営に関する基本的事項（案）

平成29年度に策定した「学校給食基本構想」、平成30年度に策定した「まちづくり基本構想」及び令和元年度に策定した「まちづくり基本計画及び実施計画」に基づき実施する精華町防災食育センター建設事業が今年度から着工することとなった。

令和4年度には給食業務の運営面に関する各種の詳細な事項を決定していくこととなるため、これに先立ち、教育委員会として、中学校給食の運営に関する基本的事項を下記のとおり定め進めることとする。

記

1. 中学校給食の実施時期

令和5年度2学期から開始することとする。

2. 運営の方式

業務の一部について、民間業者に業務委託することとし、精華町・学校と委託業者の業務分担は次のとおりとする。

精華町・学校	委託業者
献立作成	食材検収
食材調達	調理
調理指示	配送、回収
検食	配膳
給食指導	洗浄、残菜等処理
中間検査	

なお、記載のない事項については、必要に応じて改めて教育委員会で協議することとする。

3. 契約関係

委託業者の決定は、公募型プロポーザル方式で行うこととする。

4. 学校給食委員会の拡大による業務の効率化

学校給食委員会の枠組みを中学校給食にも拡大し、小学校給食との共通化を図ることで業務の効率化を推進することとする。

令和3年第11回教育委員会での検討状況について

事務局からの説明

- ・ 中学校給食の実施時期は、これまで各所で説明してきた令和5年度の2学期で決定したい。
- ・ 配送、配膳、回収などを含む一連の中学校給食調理業務を民間に委託する予定。
- ・ 業者選定にあたっては公募型プロポーザル方式を採用することとしたい。
- ・ 現在、小学校給食で運用している学校給食委員会の枠組みを活用して業務の効率化を図り、おいしいと評価されている小学校給食の良さを中学校給食でも発揮していきたい。
- ・ センターには町費で事務職員2名（内1名はセンター長）、管理栄養士1名を配置する計画。
- ・ 府費で措置される栄養教諭については、新たに1名が配置されることになると聞いている。

委員からのご意見

- ・ コロナ禍を発端とした様々な事象が、センター建設と業者選定にどのような影響を与えるかを心配しているが、令和5年度2学期での開始を遅らせることはできないという強い思いで取り組んでもらいたい。
- ・ 業者選定にあたっては、残菜の処理に関する環境への配慮も審査対象とすべきである。また、おいしい給食の提供は、食べ残しの減少にも繋がるので、環境面でもプラスになる。
- ・ センターという新たな組織をうまく運営していくには、業務の責任を負う組織の長が誰であるかを明確にしなければならない。
- ・ 実績があり、信頼できる業者を選定することができるように、契約方法の検討も含めてしっかり取り組んでほしい。
- ・ 栄養教諭はセンター配置ではないとのことだが、各校の先生方、養護教諭と協力・連携して学校給食業務に取り組んでもらえる体制づくりをしてほしい。